



市 章

大津市公報

令 和 3 年 9 月 30 日
号 外 (第 48 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 77 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 78 大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

○ 企 業 局 管 理 規 程

- 9 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正…………… 1
- 10 大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正…………… 2

規 則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月30日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第77号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）の一部を次のように改正する。
附則第3条中「同年9月30日」を「令和3年9月30日」に、「令和3年9月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月30日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第78号

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「が一般職の職員」を「が大津市職員（一般職の職員及び大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年企業局管理規程第6号）第2条第1項に規定する一般職の企業局職員をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該一般職の職員」を「当該大津市職員」に改める。

附則第2項中「同年9月30日」を「令和3年9月30日」に、「令和3年9月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第9号

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月30日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

附則第3項中「同年9月30日」を「令和3年9月30日」に、「令和3年9月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規程は、令和3年9月30日から施行する。

大津市企業局管理規程第10号

大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月30日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

附則第2項中「同年9月30日」を「令和3年9月30日」に、「令和3年9月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規程は、令和3年9月30日から施行する。